

その31 老後資金の不安

リタイア後の生活で多くの方が不安に思うことのひとつが「お金に関するここと」です。たとえば、収入源が年金だけになった場合、果たしてそれだけで今まで通りの生活が維持していくのかどうか。または家族の誰かに介護が必要になった時、いったいどれくらい介護費用がかかるのかといった不測の事態に備えることなどを考えると、不安になります。不安を解消するためには、まずは自分にとってどの部分が不安なのかをはっきりとさせることです。

また、自分の財産を全て洗い出してリスト化してみます。確認すべき項目は、預貯金、現金、株や債券、生命保険、不動産など。どんな形式でもよいのですが、全て書き出して把握しておくことが大切です。それから、所有する財産から自由に使えるお金も確認してみましょう。家具や家電の買い替え、趣味や旅行などのまとまった支出がある場合は、この自由に使えるお金から取り崩すことになります。

もし自由に使えるお金に余裕がありそうな場合は、自分の死後、残される家族などがいるのであれば、それを「どう残していくのか」ということも考えてみるのもよいですね。たとえば「遺言」や「信託」を活用することで、財産の行く先を、あらかじめ決めることができます。また、年金だけでは生活費等がまかなえない場合は、足りない分を財産で補てんすることになります。

終活において、自分の財産を把握したり整理したりすることは大切なことです。確認する事項も多いので、元気なうちに着手しておけば、将来必要となる老後資金対策にもなります。そして、不安な部分があるのであれば、ファイナンシャルプランナーなど、第三者の視点からのアドバイスを得るのも一つの手です。

その32 争続にしないための遺言

自分の財産は自分の意思通りに、相続人に引き継いでいってもらいたいと考える人は多いでしょう。しかし、いくら死亡後の遺産分割について言葉で告げていたり、エンディングノートに希望を書き記していても、法的な効力はなく、相続人が自分の思いとは異なる分け方をしたりして、相続人同士の遺産分割を巡っての争いに発展しかねません。

そこで、相続人たちが争わないように、法的に有効な遺言書を作つておくことはとても大事なことです。特に次のようなケースの場合、作つておくことをお勧めします。

- ①法定相続人の配分とは違う分け方にしたい場合（※法定相続人とは、民法で決められた被相続人の配偶者と被相続人の血族で、配分の仕方や相続順位が定められている。）
- ②法定相続人以外の人にも遺したい場合
- ③個人の事業を継がせたい場合
- ④相続人同士の仲が悪い場合
- ⑤不動産を所有している場合

最近は遺言書を作る人も増えていますが、遺書と捉えていて「作るには早すぎるから、そのうちに」と考え、なかなか取り掛かれずにいる人は多いようです。しかし、遺言書は自分の財産をどのように配分するかを冷静な判断で書く必要があるので、死期が迫っていたり、認知機能が衰えていては書けません。元気なうちに書いておくほうが安心です。また、最近は法務局での『自筆証書遺言書保管制度』もあり、遺言書が安全に保管されるのはもちろんのこと、遺言者の死亡後は関係相続人に直ちに通知される機能もありますので、遺言書の発見が遅れるといったことも未然に防ぐ事ができます。

遺される人に自分の意思を伝え、相続を「争続」にしないためにも、早目の遺言書作成を考えてみては如何でしょう。